

(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

伊那市長 白鳥 孝

記

1. 協議した場を設けた区域の範囲

西箕輪地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月24日

3. 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	12経営体
個人	57経営体
集落営農（任意組織）	－組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

地域を網羅する農事組合法人と認定農業者等で対応できている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

法人の体制整備を図り法人機能を最大限活用していく。

個別対応で実施する。

6. 地域農業の将来のあり方

西箕輪地区農業振興センターを基軸とし、西箕輪地域全体を包含した「農」と「食」のバランスある地域振興を進め、「共存共栄」「共生のむらづくり」を進めます。そのためには、次の項目の実践に努めます。①循環型農業・環境保全型農業を目標に安全で安心な農畜産物づくりを進めます。②農業を担う担い手づくりとして、持続可能な農業の経営体と人づくりに務めます。③農業の複合化と6次産業化を促進し、付加価値農業を探求します。④農地の有効利活用を進めます。⑤農業経営の効率化と生産コストの低減施策を提唱します。⑥都市との農村交流を

促進し、観光農業を推進します。⑦情報収集と分析そして試験研究等、農業の情報化を促進します。⑧小規模零細農家から専業農家、高齢者から子供まで、男性も女性もそれぞれの役割分担により、農村の地域帰農を強化推進します。⑨特に、女性参画による生産販売・加工等（6次産業化）システムの構築を図ります。⑩地域集落営農組織等の法人化を進めます。